

武豊町一般不妊治療費等 助成制度を紹介します



不妊検査・不妊治療を受けているご夫婦の、経済的な負担の軽減をはかるために、治療等に要する経費の一部を助成します。

▶ 問合せ 保健センター
☎ 72 - 2500

対象となる検査・治療

不妊検査・不妊治療
(体外受精および顕微授精等の特定不妊治療は除く)

対象となる人

次の条件のすべてを満たすご夫婦

1. 婚姻の届出をした夫婦
2. 助成金の申請時に夫婦のいずれか一方または、両方が武豊町に住民登録していること
3. 医療保険各法による被保険者または被扶養者

助成金額

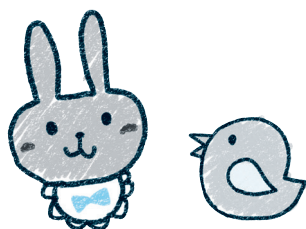
限度額：5万円／年度

- ・1夫婦につき、年度(3月診療分から翌年2月診療分)ごとに、不妊検査・不妊治療に要した費用の合計を助成します
- ・1夫婦につき、合計5年度分まで助成します

申請手続

助成金の申請は年度に1回

- ・年度内(3月診療分から翌年2月診療分)に要した治療費等について、当該年度の3月10日までに申請してください
- ・申請は夫婦のうち、どちらか一方でまとめて申請してください



申請に必要なもの

1. 不妊治療費等助成金交付申請書
(様式第1号)
2. 不妊治療費等助成事業受診等証明書
(様式第2号)
3. 不妊治療等に要した費用の領収書(原本)
4. 不妊治療費等助成事業に関する同意書
(様式第3号)
次に該当する場合は当該書類も必ず添付してください
① 夫婦のいずれか一方が武豊町外に住民登録があり、かつ本籍が武豊町外の人
：戸籍謄本
② 平成31年1月1日に武豊町に住民登録のない人
：所得証明書
5. 印鑑、健康保険証、身分証明書
(本人確認ができるもの)

※様式第1～3号は保健センターで受取るか、町ホームページからダウンロードできます。また右記QRコードからもアクセスできます



申請先

保健センター 8:30～17:00
※土・日曜日、祝日、年末年始(12/28～1/4)は除く

その他

- ・町では、助成要件に所得制限を設けていません。ただし、本事業は県の補助制度(所得制限有り)を受けて実施するため、所得確認をさせていただきます
- ・体外受精、顕微授精等の特定不妊治療については、半田保健所(☎ 21-3341)へご相談ください
- ・不育症については愛知県不妊・不育相談センター(☎ 052-741-7830)へご相談ください